

平成30年度 第3回まちづくり委員会議事録

日時：平成30年12月18日（火）

18:00～19:40

場所：役場1階第1会議室

【1】開 会

●委員の出席者は10名であり、過半数を満たしているため、本会議は成立となる。

●出席者

委 員：長谷川宏・坂東康治・西森研一郎・植田勝夫・新田睦・森部富士樹・大関匡志・井口真幸・山前幸介・古村卓也 ※敬称略 計10名

特別委員：吉田恵介 ※敬称略

説明員：建設水道課 芝生課長、餌取係長、鳴原係長

事務局：政策調整課 観音参事、佐竹補佐、田野主任

【2】挨拶 長谷川会長

【3】議 案

(1) 議題

・美瑛中心市街地都市再整備計画事業事後評価について（第2回）【建設水道課】

事後評価方法や指標値に対して、前回の委員会で審議いただいた際の意見を基に、各事業担当課による庁舎内検討委員会において検討を進め、事後評価原案を作成した。

事業効果を検証する3つの指標に対する平成30年度の実績値（一部見込）を調査した結果、いずれも事前に設定した目標を達成していた。なお、前回委員会における意見については、以下のとおり確認している。

①地域交流センターの従前値として設定していた町民センターと子育て支援センターの入込推移について、大きな減少傾向は認められない。

②郷土学館の利用状況について、旧郷土資料館の閉館年度の入込数と比較すると顕著に増加しており、その他の数値指標に盛り込んでいる。

③市街地の活性化を判断する指標として、丸山通り沿いの飲食店の新規開業、昼食時間帯の営業開始について、その他の数値目標に盛り込んでいる。

評価原案は、これらの効果検証から、観光客を含めた丸山通りの周遊促進、美瑛町の魅力発信と地域交流の推進に対して効果が認められた一方で、新たな課題も整理され、引き続き関係機関との連携により今後における事業の検討を進める必要があるものとしてまとめている。

今後のスケジュールとして、本原案を町ホームページと建設水道課にて1か月程度公表し、町民からの意見を募集する。その後、庁舎内検討委員会で意見について検討を進め、事後評価結果を作成し、再度まちづくり委員会に結果を諮った後、事後評価結果を公表（1年間）、国へ提出する流れとなる。なお、各指標の実績における見込値は、フォローアップ調査を行い公表する。

(委員) 計画はこれまでも公表していたのか。

⇒これまでも公表している。今回は、ホームページへの掲載と建設水道課における縦覧により公表する。

(委員) 指標の達成状況について、整備直後の値は、従前値よりも増える傾向にあって当然と思われる。今後の推移状況についても確認し、継続的な効果検証と活用方法について検討していくべきでは。

⇒この事後評価としては、平成 30 年度の数値までを確認して作成するものとなるが、入込数や利用者数は、毎年度集計している数値のため、今後も推移を確認していく。その中で、有効な活用方法等を検討していきたい。

(委員) 今後の具体的な活用方法についても盛り込むべきでは。

⇒検討委員会の中で検討していきたい。原案としては今回提案させていただいた内容で公表し、一般の方からの意見も募集したい。

(委員) 丸山通り等の市街地整備は、この事業が完了したら終わりなのか。大切なのは 10 年後やその先では。

⇒この計画は最長で 5 年間となる。その 5 年間の事業を評価するもの。課題が残れば次期計画に移行することも可能である。本計画で計画した事業は完了したが、これで市街地の整備が全て完了したわけではない。

・美瑛都市計画マスタープランについて (第 2 回) 【建設水道課】

前回委員会で説明した通り、本町のマスタープランは第 1 次計画が平成 31 年度をもって満了するため、第 2 次計画に向けて見直しを図る必要がある。今回は、第 1 次計画の成果検証と第 2 次計画の構成案について、庁舎内検討委員会及び企画委員会にて検討した結果を説明する。

まず、第 1 次計画の成果検証としては、地域別方針 (資料 No. 1) と地域別施策 (資料 No. 2) に分けて検証しており、第 1 次計画に記載された内容について、実施状況と今後の展開等を整理して一覧にまとめた他、計画期間内の施策の実施状況を「完了・継続・未実施」で分類し、実施率を算出した。当初の計画では、市街地区域を拓げる想定をしていたが、人口ビジョン等に基づき現在の用途区域内で市街地化は収まったため、用途地域の見直しは未実施となっている。

第 2 次計画の構成案については、まちづくり総合計画に基づいて構成イメージ (資料 No. 3) を作成した。5 つの分野別施策について、第 2 次計画で進めるべき施策を検討していくが、都市計画から逸脱しないよう、施策を実現するための基本方針として「土地利用」「交通体系」「講演緑地」等の 7 つのキーワードを用いて記載していく。美瑛町の地域特性から「市街地域」「丘陵地域」「山岳地域」と地域別の将来像もまとめていく予定。

また、計画に記載されたそれぞれの基本施策の重要度を確認するため、町民アンケートを実施する。18 歳以上の町民を対象に、居住地域の人口割合に基づいて無作為抽出した 1,000 戸に対してアンケート用紙を郵送して回収する。

第 2 次計画における具体的な施策については、アンケート結果も踏まえて来年以降検討していくこととし、まちづくり委員会においても改めて審議いただくことになる。

(委員) 高規格道路(旭川十勝道路)についても盛り込んで欲しい。

⇒上富良野町と美瑛町は、ルートもまだ決定していない状況にあるが、幹線道路については国と北海道と協議を続けていきたい。

(委員) 憩町町営住宅の跡地の活用方法は決まっているか。現状、管理がなされず荒廃地となっている。町内会での環境整備には限界があるため、管理を検討して欲しい。

⇒現状の用途地域では店舗等の建設ができないことから、内部では商業的な利用ができるよう緩和の検討も話題として上がっているが、明確な土地利用方法は決まっていない。現状の管理については検討する。

(委員) 今後20年の動向を見据えた上で適切な計画となるように、分類された分野別施策の一つをとって何を達成するためにどのようなことを行うのかといった共有がなされる内容とするべきでは。

⇒現状で考えられる課題を基に施策を記載していくことになるが、20年の計画期間の中で各時代の情勢に即した最適な内容にすることは難しいので、適宜計画の見直しも必要になってくると考えている。なお、まちづくり総合計画には、各分野の基本方針や施策が記載されているが、本計画はそこから抽出して将来的に対応が可能なように幅を持たせた内容として整理していきたい。

(委員) 分野別施策について全て名詞により記載されている。主たる目標となる部分は、何を目的に、どのようなことを実施するのか具体的に記載していくべきでは。

⇒資料は、イメージ図として掲載しているため、省略している部分が多いが、まちづくり総合計画においては、分野別に基本目標が細かく設定されている。計画本編については、イメージ図をそのまま文面化するのではなく、わかりやすく共有できる内容で組み立てていく。

(委員) 第1次計画においては、農林業の保全が達成された一方で、その資源をもとに観光業も振興したと思われる。第2次計画では、他の分野とのつながりがわかるように、ストーリー性を持たせた記載にするなど、項目建てを工夫すると良いのではないかと。

⇒関連施策がつながり合ってまちづくりを推進していることが理解できるような組み立てを検討していく。

(委員) マスタープランの将来像から外れた事業はどのように取り扱われるのか。

⇒計画から大きく逸脱した事業の実施については現時点で想定していないが、そのような事案が発生した場合は、計画の趣旨を振り返り議論を進めていくことになる。

(委員) アンケートには様々な回答があると思うが、一つ一つの意見をしっかりと受け止めて欲しいと思う。

⇒いただいた意見は大切にやりまとめさせていただく。

(2) その他

・委員視察研修について

前回委員会にて「教育」をテーマにした視察先について希望があったため、高校の魅力化に取り組んでいる地域として長野県・白馬村を視察先として選定した。また、同県内の「日本で最も美しい村」合の加盟町である木曾町にて、美しい村連合の取り組みと活火山を抱えるまちとしての防災対策について視察を進めたいと考えている。

視察日程は、平成31年2月5日（火）から7日（木）で調整している。事前に日程調整をさせていただいたが、改めて文書にて正式に参加意向を取りまとめたいと思うので、年内に回答いただきたい。また、視察先に対して事前に質問事項を送付するので、各委員からの質問事項についても報告いただきたい。

※今回の配布資料の他、美瑛町の同分野での取り組み資料についても、参加意向の確認文書とともに送付させていただく。

・第4回まちづくり委員会の開催日程について

次回委員会については、平成31年2月下旬から3月上旬での開催を予定している。

【5】閉 会

平成30年度 第3回まちづくり委員会議案

日時 平成30年12月18日(火)
午後6時～
場所 役場2階会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議案

(1) 議題

・美瑛中心市街地都市再整備計画事業事後評価について(第2回)【資料1】

・美瑛都市計画マスタープランについて(第2回)【資料2】

(2) その他

4. 閉会

美瑛中心市街地区都市再生整備計画事業における事後評価の実施について（2回目）

1. 事後評価の目的（確認）

本事業は平成26年度から30年度までの5カ年を計画期間として、丸山通り線整備事業、地域交流センター（丘のまち交流館「bi.yell」）などの施設整備を主要事業として、現在最終年度を迎えています。

事業着手に際して補助制度に基づき「美瑛中心市街地区都市再生整備計画」を策定し、その中で事業目標の達成度を定量化する指標を設けており、これらの数値を確認し、事業効果の検証や効果発現の要因等を客観的に検証し、整備された施設の活用や今後のまちづくりの方針について検討することや、事業の成果などを住民の方に公表することを目的としています。

2. 事後評価原案について

- ・原案の内容について
- ・原案の公表について

3. 今後のスケジュールについて

4. その他

都市再生整備計画 事後評価シート(原案)
美瑛中心市街地区

平成30年12月

北海道美瑛町

様式2-1 評価結果のまとめ

都道府県名	北海道		市町村名	美瑛町		地区名	美瑛中心市街地区			面積	190.4ha		
交付期間	平成26年度～平成30年度		事後評価実施時期	平成30年度		交付対象事業費	1,840 百万円	国費率	0.4				
1) 事業の実施状況	当初計画から位置づけ、実施した事業		事業名										
			基幹事業	道路(丸山通り(歩道拡幅))、地域生活基盤施設(丸山通り(ポケットスペース)・中心市街地案内サイン(※名称変更)・美瑛駅前広場)、高質空間形成施設(丸山通り(照明施設)・丸山通り(ストリートファニチャー)・丸山通り(歩道舗装)・丸山通り(無電柱化))、既存建造物活用事業(地域交流センター(商店街コミュニティ施設))									
			事業名			削除/追加の理由			削除/追加による目標、指標、数値目標への影響				
	新たに追加した事業		基幹事業	①地域生活基盤施設(公共イベント広場) ②地域生活基盤施設(美瑛駅西口公共駐車場)			①H25年度に暫定的に実施した町単独事業による整備で一定の機能が確保できているため。②駅前既存駐車場で指標が達成できる見通しがたったため。			影響なし			
			提案事業										
		基幹事業	①高質空間形成施設(丸山通り(カラー舗装)) ②地域生活基盤施設(本通り(ポケットスペース))			①丸山通り地区への誘客を目的として、歩行者及びドライバーの視覚的誘導を促進するため。②中心市街地を周遊する観光客の滞在時間増加とサービス向上を図るため。			影響なし				
		提案事業											
交付期間の変更		当初	平成26年度～平成30年度		変更		交付期間の変更による事業、指標、数値目標への影響						
		変更	-										
2) 都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標の達成状況	指標		単位	従前値	基準年度	目標値	数値		目標達成度	1年以内の達成見込み	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ予定時期	
	指標1	丸山通りの歩行者数	人/日	524	H24	580	H30	モニタリング	597	○	あり なし	丸山通り線を歩きやすい歩道空間や無電柱化等の高質空間へ整備したことで、歩行者数が増加した。	
	指標2	中心市街地への入込数	人/年	387,294	H24	426,000	H30		455,602	○	あり なし	道路整備や各施設への案内サイン等の整備により、観光客等の周遊性があり、中心市街地入込数が増加した。	平成31年4月頃
	指標3	地域交流センターの利用者数	人/年	12,761	H24	16,500	H30		127,530	○	あり なし	新たなスタイルの拠点施設を整備し、町の魅力の発信と地域交流が促進され、利用者数が大幅に増加した。	平成31年4月頃
	指標4										あり なし		
	指標5										あり なし		
3) その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現状況	指標		単位	従前値	基準年度	目標値	数値		目標達成度	1年以内の達成見込み	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ予定時期	
	その他の数値指標1	丸山通り線沿道の既存飲食店の昼食時営業店舗数	店舗	2	H26				5			歩行者交通量の増加に伴い沿道の既存飲食店3店舗がH27、28に新たに昼食時の営業を開始した。	
	その他の数値指標2	地域資源活用交流施設の利用者数	人/年	400	H23				9,311(H29)			郷土学の情報発信施設として、町民だけでなく、町外の方の利用も増加した。	
	その他の数値指標3												
4) 定性的な効果発現状況	丸山通り線沿道に飲食店2店舗が新規開店。												
5) 実施過程の評価			実施内容				実施状況				今後の対応方針等		
	モニタリング		事業実施に伴う課題整理や事業の調整について、庁舎内検討委員会等で検討を行った。				都市再生整備計画に記載し、実施できた 都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した 都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった				● ● ●		
	住民参加プロセス		「住み良い美瑛をみんなでつくる条例」に基づくまちづくり委員会による事業評価(中間評価)を実施。				都市再生整備計画に記載し、実施できた 都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した 都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった				● ● ●		
	持続的なまちづくり体制の構築		庁舎内組織やまちづくり委員会等で協議し、新規事業の模索、展開を図るための体制を構築。				都市再生整備計画に記載し、実施できた 都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した 都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった				● ● ●		
										各指標の推移を定期的に確認し、整備された施設の活用状況について、引き続き庁舎内組織にて協議検討する。			
										施設の在り方や、活用方法について、住民意見を取り入れる体制を継続する。			
										事業終了後もまちづくり委員会を中心に、継続的に議論していく。			


様式2-2 地区の概要


美瑛中心市街地区(北海道上川郡美瑛町) 都市再生整備計画事業の成果概要					
まちづくりの目標	目標を定量化する指標		従前値	目標値	評価値
大目標:美しい丘のまちで次代においても安心した暮らしができる活気のある市街地を再生する。 目標1-丸山通り地区への誘客を促進し、交流人口の増加による中心市街地全体の活性化を図るための良質な空間を整備する。 目標2-中心市街地への誘客を可能とする施設整備を推進し、地域コミュニティに負荷の少ない環境を整備する。 目標3-新たなスタイルの拠点施設を整備し、本町の真の魅力の発信と地域交流の推進を図る。	丸山通りの歩行者数	単位:人/日	524 H24	580 H30	597 H30
	中心市街地への入込数	単位:人/年	387,294 H24	426,000 H30	455,602 H30
	地域交流センターの利用者数	単位:人/年	12,761 H24	16,500 H30	127,530 H30

丸山通り線



本通りポケットスペース






地域交流センター



地域資源活用交流施設



まちの課題の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路空間や拠点施設等の整備により、観光客の周遊性が広がり、交流人口の増加が図られた。 ・観光、交流人口の増加に伴い、アジア圏を中心とした外国人観光客も増加しており、インバウンド対策が必要となっている。特に、ハイシーズンにおける飲食業受け入れ体制の強化。
----------	--

今後のまちづくりの方策(改善策を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○観光、交流人口促進のための環境づくり ・良質な街並み空間や拠点施設等を整備したことで、指標値は満足しているが事業完了後も、継続して多くの方に親しまれ、利用される仕掛けを模索していく。 ○賑わいづくりの核となる市街地商店街の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・美瑛の玄関口である美瑛駅周辺の商店街の活性化のため、関係機関と連携し観光客を中心とした受入れ体制及び情報発信を強化していく。特にアジア圏を中心とした外国人観光客も増加していることからインバウンド対策の強化が必要となっている。 ○安全、安心な環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路や周辺の施設整備に伴い、丸山通り線への周遊範囲が広がった。また、飲食店の店舗数の増加や営業時間の拡大等に伴い商店街を沿道に抱える道路空間として、駐車場不足が懸念されるため、駐車場整備等を計画していく。
---------------------	--

美瑛中心市街地区 都市再生整備計画 事後評価について

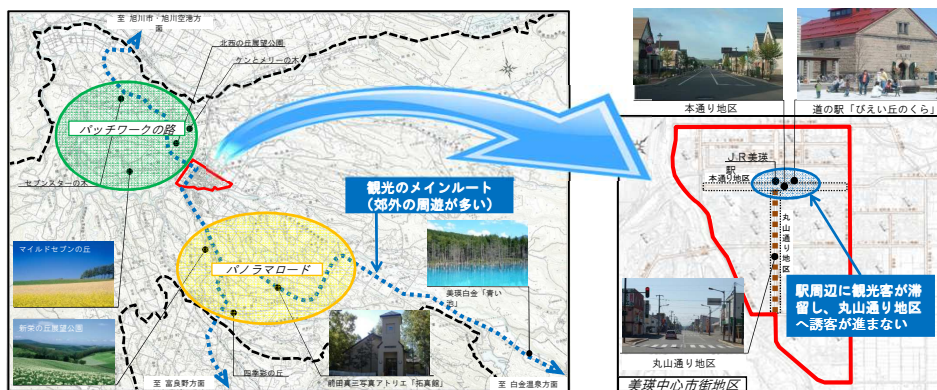
【北海道上川郡美瑛町】

2018年12月18日
まちづくり委員会

美瑛町の中心市街地区が抱える課題

美瑛町には年間160万人を超える観光客が訪れていますが、美しい農村景観を目的とした郊外農村部の周遊がメインとなっていました。この流れに中心市街地を加えるための取り組みとして、H17年度に宿泊交流施設「ふれあい館ラヴニール」、H18年度に「道の駅びえい-丘のくら」等の集客施設を市街地に整備することによって中心市街地の活性化に取り組み、一定の成果を上げています。

しかし、観光客の多くは良質な街並みが整備された本通り地区周辺に留まり、都市機能が不十分な丸山通り地区への周遊が進まず、滞在時間も伸びないことで効果的な活性化が図られていない現状があり、これが喫緊の課題となっています。



美瑛中心市街地区のまちづくりの目標

中心市街地の課題

- 丸山通りの都市機能が不十分で観光客の周遊が進まない
- 中心市街地への集客を可能とする施設が整備されていない
- 町民や観光客の活動領域を広げる多様性のある拠点が整備されていない



大目標：美しい丘のまちで次代においても安心して暮らしができる活気のある市街地を再生する

小目標

丸山通り地区への誘客を促進し、交流人口の増加による中心市街地全体の活性化を図るための良質な空間を整備する。

中心市街地への誘客を可能とする施設整備を推進し、地域コミュニティに負荷の少ない環境を整備する。

新たなスタイルの拠点施設を整備し、本町の魅力発信と地域交流の推進を図る。

目標を定量化するための指標

指標1：丸山通りの歩行者数（人/日）

従前値（H24）
524人/日

目標値（H30）
580人/日

指標2：中心市街地への入込者数（人/年）

従前値（H24）
387,294人/年

目標値（H30）
426,000人/年

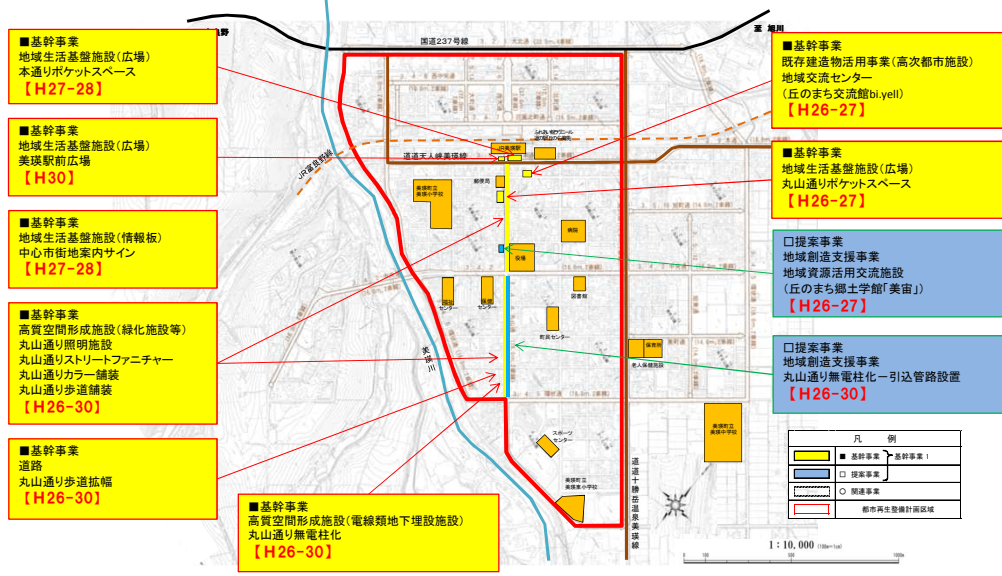
指標3：地域交流センターの利用者数（人/年）

従前値（H24）
12,761人/年

目標値（H30）
16,500人/年

都市再生整備計画に基づいて実施した事業

平成26年～平成30年度の5年間で、「丸山通り線」「地域交流センター（bi.yell）」「本通り・丸山通りポケットスペース」など13事業の整備を実施しました。



都市再生整備計画に基づいて実施した事業（整備写真）

丸山通り線

整備前



整備後



美瑛駅前広場



都市再生整備計画に基づいて実施した事業（整備写真）

丸山通りポケットスペース

整備前



整備後



本通りポケットスペース

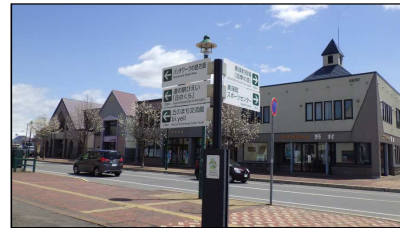


都市再生整備計画に基づいて実施した事業（整備写真）

中心市街地案内サイン



整備後



都市再生整備計画に基づいて実施した事業（整備写真）

地域交流センター（丘のまち交流館bi.yell）

整備前



整備後



都市再生整備計画に基づいて実施した事業（整備写真）



指標の達成状況

本計画では、既存ストックを活用した拠点施設等を新たに設置し、それらを結ぶ動線となる「丸山通り」を良質な空間とすることで、交流人口と滞在時間の増加がもたらす相乗効果を定量化するための指標を設定。

目標を定量的に評価するための指標	従前値	目標値	評価値	達成状況
指標 1：丸山通りの歩行者数（人/日） 定義：交通量調査による丸山通りの日当り歩行者数 目標との関連性：丸山通りの良質な空間形成及び拠点施設の整備によって、本通地区からの誘客による交流人口及び滞在時間の増加を歩行者数の伸び率から検証する。	524 (人/日) (H24)	580 (人/日) (H30)	597 (人/日) (H30)	○ H30.10.16 実測値
指標 2：中心市街地への入込数（人/年） 定義：市街地拠点施設の年間利用者数 目標との関連性：中心市街地の整備により創出される新たな交流人口を市街地拠点施設（道の駅丘のくら・ラヴニール・四季の情報館）の利用者数から検証する。	387,294 (人/年) (H24)	426,000 (人/年) (H30)	455,602 (人/年) (H30)	○ 一部推測値による達成見込み
指標 3：地域交流センターの利用者数（人/年） 定義：商店街コミュニティ施設の年間利用者数 目標との関連性：既存地域交流施設等の利用者数（町民センター+子育て支援センター）から算出する従前値に対し、新たな施設が生みだす交流人口を指標とする。	12,761 (人/年) (H24)	16,500 (人/年) (H30)	127,530 (人/年) (H30)	○ 一部推測値による達成見込み

計画当初（H25）からの課題の変化について

区分	事業実施前の課題	事業実施により達成されたこと	解決すべき残された課題
丸山通り地区	<ul style="list-style-type: none"> ■丸山通り地区の都市機能が不十分 □良質な街並みが整備されていないため、本通地区からの周遊が進まない。 □歩きやすい歩道空間が整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●従前の歩行者数に比べて、増加傾向にあり丸山通り地区への周遊が促進されている。 ○美瑛駅から丸山公園までの約1kmの良質な街並み空間が整備され、本通り地区からの周遊が進んでいる。 ○切下げによる波打ちがなく、歩きやすい歩道空間が整備された。 ○丸山通り沿道に飲食店2店舗が新規開店した。 ○既存飲食店のうち3店舗が営業時間を拡大した（昼食時営業開始）。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼増加した観光客の滞在時間を活かし、購買力の向上に向けた更なる取り組みが必要。 ▽観光客、交流人口の増加に伴い特にアジア圏を中心とした外国人観光客も増加していることから、インバウンド対策が求められている。（特にハイシーズンにおける飲食業受入れ体制の強化）
中心市街地全体	<ul style="list-style-type: none"> ■中心市街地への集客を可能とする施設が未整備 □周遊する観光客が休憩・交流できる施設が少ない。 □市街地の各施設を案内するサインの更なる整備が必要。 □美瑛駅から丸山通り地区へのアクセスが不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> ●観光客を受け入れる施設の整備が進み、入込者数が増加している。 ○2カ所のポケットスペースを整備し、周遊する観光客等の滞在空間を確保した。 ○市街地の主要交差点に多言語化案内サインを追加、更新した。 ○駅前の幹線であり、商店街を沿道に抱える丸山通り線を高質な道路空間として整備し、観光客等の周遊性が拡大された。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼丸山通り線への周遊促進に伴い、商店街を訪れる人への受入れ施設の不足が懸念される。 ▽飲食店の店舗数増加や営業時間の拡大（昼食時も営業）に伴い、商店街を沿道に抱える道路空間として、駐車場不足が懸念される。
交流拠点となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ■町民や観光客の活動領域を広げる多様性のある交流拠点が未整備 □町民や観光客が気軽に交流できる施設が未整備 □美瑛町の文化や地域資源の情報を発信する施設が未整備。 □活用されていない既存施設が市街地に点在。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たなスタイルの拠点施設を整備し、本町の魅力発信と地域交流が推進されている。 ○町民や観光客による地域交流が丘のまち交流館「bi,yell」の整備によって推進されている。 ○丘のまち郷土学館「美宙」が整備され、地域の文化・資源の情報発信が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼引き続き利用者に親しまれる施設の在り方を検討し、更なる交流が図られるよう取り組みを継続していく。 ▽整備された施設は現段階では有効に活用されている。 ▽今後も継続して多くの方に利用されるよう町内外への情報発信や新たな取り組みを模索していく。

今後のまちづくり方策について

本計画で掲げた目標について、設定した指標については一部推測値となっているが達成していることを確認できた。中心市街地への入込数及び地域交流センターの利用者数の推測値については、H31.3月の実績値が確定次第、フォローアップを行い達成状況の最終確認を行います。

また、本事業の実施により残された及び新たに確認された課題については、引き続き関係機関等と連携しながら、事業の検討や実施を進めていきます。

○観光、交流人口促進のための環境づくり

・良質な街並み空間や拠点施設等を整備したことで、指標の目標値は達成しているが、事業完了後も継続して多くの方に親しまれ、各種イベントの実施や多様なツールを用いた情報発信など、利用される仕掛けを模索していく。

○賑わいづくりの核となる市街地商店街の活性化

・美瑛の玄関口である美瑛駅周辺の商店街の活性化のため、関係機関と連携し観光客を中心とした受入れ体制及び情報発信を強化していく。
 ・アジア圏を中心とした外国人観光客の増加に対応するため、インバウンド対策を強化する取り組みを模索していく。

○安心、安全な環境整備

・道路空間や周辺の施設整備に伴い、丸山通り線への周遊が促進された。また、飲食店の店舗数の増加や営業時間の拡大等に伴い、今後も多くの利用が期待される。一方で、商店街を抱える道路空間として、駐車場不足が懸念されるため、空き地等を活用した公共駐車場整備等を計画していく。

今後の予定について

○原案の公表及び意見募集（12月〇〇日～1月〇〇日）

・原案を町ホームページ及び建設水道課の窓口縦覧により公表し、皆さまからのご意見を募集します。
※持参、郵送、FAX、メール等により募集します。（1ヶ月程度）

○まちづくり委員会での審議（2～3月）

・原案に対して頂いた皆さまからのご意見を庁舎内検討委員会で検討し、事後評価結果を作成します。
・事後評価結果をまちづくり委員会で審議し、とりまとめを行います。

○事後評価結果の公表（1年間）及び国への提出

・上記でとりまとめを行った事後評価結果を原案と同様に公表します。
・国に提出します。

○フォローアップの実施（H31.4～）

・指標の一部（中心市街地の入込数、地域交流センターの利用者数）については、推測した数値のため、3月末以降に実績値が確定次第、数値の確認を行います。
・これらを取りまとめ、フォローアップ報告書として作成及び公表を行います。

(案)

「美瑛中心市街地区 都市再生整備計画」
事後評価原案についてのご意見提出用紙

ご氏名（名称）

ご住所（所在地）

ご連絡先（電話番号・E-mail）

【ご意見等を記入してください】

※この記入欄に書ききれない場合は、裏面または任意の用紙にご記入ください。

ご協力いただきありがとうございました。

○ご意見等提出締切 平成31年1月〇〇日

○問合せ・提出先 〒071-0292 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

美瑛町役場 建設水道課 都市施設係

電話：0166-92-4457 FAX：0166-92-4414

E-mail：kensetsu_suidou@town.biei.hokkaido.jp

美瑛都市計画マスタープランについて（第2回）

1) 第1次計画の成果検証について

▽第1次計画に記載のあった基本方針や施策について、計画期間内の20年間でどのような取り組みが進められ、今後どのような展開を検討すべきか、下記のとおり庁内検討委員会及び企画委員会にて取りまとめた。

①第1次計画における地域別方針検証シート（資料No.1）

▽第1次計画（P.89～105）に記載された地域別方針（50方針）について、計画期間内20年間の「施策の実施状況」や「今後の展開等」を整理した。

②第1次計画における地域別施策実施状況確認シート（資料No.2）

▽第1次計画（P.107～108）に記載された地域別施策（60施策）について、計画期間内の実施状況を「○完了したもの、□継続中のもの、×未実施のもの」の3つに分類し、実施率を算出した。（※実施率＝（完了22施策＋継続中34施策）／総数60施策＝93.3%）
▽市街地で実施された主な事業を抽出し、「主要事業一覧図」としてまとめた。

2) 第2次計画の構成案について（資料No.3）

▽都市計画マスタープランは、「市町村が議会の議決を経て決定した「市町村基本構想」（まちづくり総合計画等）に基づき、具体的な都市計画施策を記載すること」となっていることから、第2次計画のテーマや基本的方向等については、「第5次まちづくり総合計画」に基づいて検討する。

①まちの将来像（まちづくりの将来像）

▽第5次まちづくり総合計画と整合性を図る形とし、現段階では副題をつけない。
「豊かな自然と個性あふれる文化が輝く丘のまちびえい」

②基本的方向案（分野別施策）

▽第5次まちづくり総合計画の5つの分野別施策と整合性を図る形とし、計画書を整理していく段階でカテゴリを合わせることも検討する。また、それぞれの施策を実現するための基本方針について、「土地利用」「交通体系」「公園緑地」「上下水道・河川」「公共施設」「都市防災」「景観形成」の都市計画上の7つのキーワードを用いて記載する。

（裏面へ続く）

- I. 足腰の強い産業づくり : 産業振興、移住定住、市街地活性化等
- II. とともに支え合うまちづくり : 地域福祉、保健、医療等
- III. まちを動かす人づくり : 教育、生涯学習、芸術文化等
- IV. 安全・安心なまちづくり : 土地利用、社会基盤整備、防災等
- V. みんなで歩むまちづくり : 住民協働、美しい村づくり、景観形成等

③地域特性区分

▽5つの分野別施策に対して、「市街地域」「丘陵地域」「山岳地域」の3つの地域特性を基本に、将来構想をまとめて記載する。

- I. 市街地域（主に都市計画用途地域内）
- II. 丘陵地域（主に農業振興地域内）
- III. 山岳地域（主に白金温泉周辺～国立公園内） ※現段階では仮称

3) 町民アンケートの実施について

▽取りまとめ期間：12月21日から（発送）～1月20日まで（期限）

▽18才以上を対象年齢として、居住区域（①市街地内、②それ以外）の人口割合に基づいて抽出する他、年代、性別等は無作為に抽出する。

▽1,000戸へ郵送にて配布し、郵送（返信用封筒同封）にて回収する。

4) その他

（当面の予定）

平成30年12月18日	第3回まちづくり委員会
平成30年12月21日	第1回都市計画審議会（予定）
平成30年12月21日～1月20日	町民アンケート調査
平成30年2月下旬以降	第4回まちづくり委員会（〃）

以上

美瑛都市計画マスタープラン 第1次計画における地域別方針検証シート

第1次計画 地域別方針の内容 (P. 89~105)			実施状況	今後の展開	備考
章区分	基本方針	施策			
【第2章】市街地地域の方針	(1) 住民ニーズに即した適正な土地利用規制を行います。	■用途地域の見直し	●快適で潤いあるまちづくりを促進するため、現用途地域の内部変更や市街地化が見込まれる地区の用途地域の適正な指定を行い、土地利用の活性化と良好な都市環境の創出を目指します。	◆用途地域の変更を見込んでいたが、市街地化は現用途区域内で進み、原野地区等へ大きく進むことはなかったため、都市計画変更は行わなかった。 ◆現用途地域の内部変更については、町民プール建設にあたって用途を見直した他、H17年度に用途面積の調整を行ったのみに留まった。	▼土地利用については、当時は市街地を拡げるといった発想が主流であったため、原野地区に用途地域を指定する方向であったが、今後は、人口ビジョン等に基づき、市街地を拡げるといった考え方はせず、現在の用途地域に課題がある範囲を指定する方向で検討すべき。
			●必要性の高い地区から幹線道路沿線の用途地域の緩和を行います。	◆用途地域の緩和は行わなわず、現用途地域による土地利用を推進した。	▼幹線道路沿線のみ用途地域の緩和を行う必要性は少ないと考えるが、新たに用途指定を行う必要のある個所（環状通り線沿線等）が存在している。
			●用途地域隣接地の中で将来的に住宅地として市街化が予想される原野地区を専用住宅地として計画し、適正に誘導するとともに、先に工業地域として指定した原野二線地区を住宅地として用途見直しを検討します。	◆市街地化は現用途区域内で進み、原野地区へ進む動きもなかったため、用途指定は行わなかった。 ◆原野二線地区の用途見直しについても、同様に専用住宅地への計画が進まなかったため、見直しを行っていない。	▼市街地を拡げる考えはないが、原野二線地区は現況が農地のため、農業振興の観点からも用途地域廃止等を検討すべき。 ▼憩町及びみどり地区周辺の丘陵地帯の一部において、農村景観を求めた移住者により住居が点在しているため、農業施策との調整を進めながら、今後用途指定を行うか検討すべき。
			■用途地域の見直しに関連するその他計画の見直し	●用途地域の見直しに関連して、都市計画道路、都市計画公園、公共下水道などの連動する計画の見直しを適切に行います。	◆用途地域の見直しに関連してはないが、都市計画道路に関しては、丸山通の幅員変更（W22m→W18m）、北町公園の追加等を行い、適切な見直しを実施した。
	(2) 安全で安心して暮らせる良好な住環境づくりを目指します。	■利便性の高い良好な住環境づくり	●鉄西土地区画整理事業による計画的で質の高い住宅地を造成します。	◆平成3～15年度を施行期間として、JR美瑛駅西側の幹線道路を始め、交通広場や公園整備を行い、健全な市街地の造成を図った。	▼土地区画整理事業を実施する予定区域は、現在のところ検討されていない。
			●本通地区の建築協定や鉄西地区の地区計画等の地域協定に基づく個性的で自然と調和した都市景観形成を今後とも積極的に推進します。	◆平成27年には景観計画を策定し、建築物や工作物の色彩、形態について景観形成基準を設定することで統一した景観形成を推進している。特に本通、丸山通は、景観育成区域に設定し、各区域の特性に応じた景観形成を推進しており、美瑛町らしい空間の創出につながっている。 ◆地区計画については、西大通沿線の土地利用が進んでいないことから、H26年度に地区整備計画の一部変更を行っている。	▼引き続き建築協定を基に統一した街並み空間の保全を図る必要があるが、建築協定の運営主体となる協定運営委員会は、組合解散以降、審議案件もほとんどなかったことから、実質機能していない状況となっているため、現在のニーズに即した仕組みを検討する必要があり、町民との協働や北海道大学との連携を通して、美瑛町らしい市街地景観の形成を図る必要がある。 ▼地区計画に基づき、鉄西地区の遊休地の活用が積極的進むよう検討すべき。
			●既存市街地の利便性を向上させるために、小規模な店舗や事務所等が共生できる一般住宅地を適正に配置します。	◆都市計画に基づき、町民や観光客の利便性が向上されるよう努めた。	▼市街地の利便性や魅力向上、商店街の活性化のためには、小規模な店舗の営業は必要不可欠なことから、さらに土地利用が進むよう検討すべき。
		■安全な住環境づくり	●住宅地の中で、国道237号や幹線街路沿線への利便施設の立地を誘導します。	◆本通や丸山通、中央通等の幹線街路沿線に、道の駅や公共施設の建設を行い、適正に誘導した。	▼引き続き幹線街路沿線に利便施設が建設されるよう誘導する必要がある。
			●準防火地域等による建築規制を継続させ、住宅密集地における火災の未然防止を図ります。	◆準防火地域による建築規制を継続し、火災の未然防止を図った。	▼現在準防火地域が指定されている本通地区、丸山通地区については、引き続き規制を継続し、火災の未然防止に努める必要がある。
			●「美瑛町地域防災計画」に基づいて、避難所・避難場所及び避難路を適正に配置し、災害に強い安全な住環境づくりを目指します。	◆避難所、避難道路については、地域防災計画の修正に合わせ適宜見直しを実施したほか、主に美沢地区を中心に避難路を整備した。 ◆屋外避難所59か所にピクトグラムサインを設置した。（平成27～28年）	▼避難所の適正な配置について適宜見直し、都度、地域防災計画を修正していく。 ▼避難道路の整備を推進するほか、緊急輸送道路の無電柱化等も実施する必要がある。

美瑛都市計画マスタープラン 第1次計画における地域別方針検証シート

第1次計画 地域別方針の内容 (P. 89~105)			実施状況	今後の展開	備考	
章区分	基本方針	施策				
【第2章】 市街地地域 の方針	(3) びえいの顔 となる活気にあふ れる中心市街地づ くりを目指しま す。	■びえいの顔づく り	●びえいの顔となる中心商業地については、本通地区、丸山通地区の商業地域を各種制度を活用しながら再整備し、観光客を呼び込む魅力ある商店街形成を積極的に推進します。	◆平成16年度に地域資源活用総合交流施設「ふれあい館ラヴニール」、平成17年度に物産販売施設「丘のくら」、平成27年度に活性化交流施設「丘のまち交流館ビエール」をそれぞれ整備し、中心市街地の賑わいづくりを推進し、観光客の拠点施設としての機能を果たしており、新たに道の駅「丘のくら」に認定されたことで市街地への集客人数が増加した。 ◆本通地区については、土地区画整理事業等を活用し、魅力ある商店街と良好な街並み空間の整備に努めた。また、丸山通地区については、都市再生整備計画事業等を活用し、良好な街並み空間の整備を行った。	▼後継者不足による事業継承者の育成（地域おこし協力隊制度を活用した空き店舗対策）の実施の検討が必要（実施主体：丘のまちびえい活性化協会） ▼空き店舗等の活用に取り組む創業者に対する補助制度を新設（H29年度～美瑛町商店街活性化事業補助金）し、新規開業等、成果をあげていることから、商工会と連携した中で商店街の活性化策について、引き続き検討する必要がある。 ▼中小企業者等の活性化及び経営力強化を図ることを目的とした補助制度（H28年度～美瑛町中小企業者等振興補助金）を新設し、これにより経営体質強化が図られていることから、商工会と連携した中で更なる対策を検討する必要がある。 ▼商店街に必要な都市基盤について、今後も十分検討し、利用者のニーズにあわせた整備を進めていく。	
			●中心市街地と連動する鉄西地区は、土地区画整理事業における土地の有効利用を図るため、宿泊施設や商業施設を積極的に誘導します。	◆鉄西地区については新築住宅及びアパート建設等により、計画当初と比較し北区行政区の人口が増加したほか、観光客の増加に伴い、飲食店や宿泊施設も開業する等、土地の有効活用が図られている。	●国道237号線沿道を中心に空き地も散見されることから、引き続き宿泊施設や商業施設等の活用が進むような取り組みが必要。	
			●交通体系の結節点となるJR美瑛駅前及び駅西口に、駅前交通広場・西口交通広場を早急に整備し、美瑛町の顔とすることを目指します。	◆土地区画整理事業により、駅前交通広場、西口交通広場を整備し、多くの町民や観光客の利便性が向上している。	▼整備した施設の適切な管理に努めるほか、引き続き利用者の利便性向上に向けた取り組みを検討する必要がある。	
			●中心市街地の観光資源である本通地区の都市景観や石倉庫等の活用や地場産品の振興に努め、地域の観光・体験・交流の場としての発展を目指します。	◆道の駅「丘のくら」等の中核施設を整備したことで、中心市街地における観光客の周遊性を向上させることができ、各種イベントの開催等により本通地区への集客が増加した。また、ビエールにおいては、観光客に加え、町民の憩いの場としての利用が増え、世代を問わず日常的に利用する場として定着してきた。 ◆平成18年に美瑛町の地場産業の振興に寄与することを目的に「美瑛物産公社」を設立し、特産品の研究・開発などを推進し、現在では、道の駅びえい「丘のくら」やホテルラヴニールなどの運営をしている。 ◆本通地区・丸山通地区等を中心として、街歩きが促進されるよう景観に配慮した都市基盤整備を実施したほか、地域住民の協同による花壇整備を実施し、みどりある魅力ある街並み空間を演出している。	▼道の駅「丘のくら」において販売している物産について、引き続き町内業者の積極的な採用と誘致を図り、地場産品の振興に努める。 ▼道の駅香麦食堂及びホテルレストラン、ビエールカフェで地場産品を使用したメニューの提供及び開発を進めるほか、道の駅「白金ビルケ」との連携により、さらなる集客の強化を図る。 ▼中心市街地のさらなる発展を目指して、必要となる都市基盤の整備を進めていく。	
	(4) 地場産業を支える工業地づくりを目指します。	■工業の振興を目指します。	●現在の大町・北町3丁目・扇町・大久保の工業地を工業地域として継続し、下水道等のより一層の整備拡充を促進します。	◆当該地域は、本町の工業地域として継続しており、大型ホームセンターの進出等新たな企業も参入している。 ◆工業地域のうち、扇町地区については、町道整備にあわせて下水道等の都市基盤整備を実施した。	▼国道237号線沿道や扇町の一部などの区域においては、土地利用が進むよう施設誘導や都市基盤整備を検討する必要がある。 ▼大町・北町3丁目、大久保地区の工業地域については、都市計画道路の整備にあわせて、下水道等の整備拡充を検討する必要がある。	
			●現在工業施設が立地している原野五線地区を原野二線地区に代えて工業地域として用途指定し、積極的に工業振興すべき地区として位置づけます。	◆原野五線地区については、美瑛町森林組合等により工業地域として利用されているが、用途地域として指定はしなかった。 ◆原野二線地区については、農地として土地利用が進められており、用途区域内であることから農業基盤整備事業等が実施できない等の弊害が出ている。	▼原野五線地区に加えて、農業倉庫の立地が進んでいる原野六線地区を含めて工業用地としての指定を検討すべき。 ▼原野二線地区は現況が農地であり、農業振興の観点からも用途地域廃止等を検討すべき。	

美瑛都市計画マスタープラン 第1次計画における地域別方針検証シート

第1次計画 地域別方針の内容 (P. 89~105)			実施状況	今後の展開	備考
章区分	基本方針	施策			
【第2章】市街地地域の方針	(5) 市街地に魅力と潤いを与える充実した都市施設の整備を目指します。	<p>■都市計画道路や町道の計画的な整備を行います。</p> <p>●将来的な市街地を考慮し、都市計画道路網を基本とした市街地幹線道路網の見直しを行い、適正な配置と整備を目指します。また、既存市街地で整備の立ち後れている花園地区・扇町地区を重点整備地区として位置付け、整備を推進します。</p>	<p>◆市街地幹線道路については、旭東通の事業認可決定をH13年5月に受け、適正な配置に努めた。また、環状通の一部幅員変更(H20年9月)、丸山通の一部幅員変更(H25年6月)等の見直しを行ったほか、丸山通等の都市計画道路の整備を実施した。</p> <p>◆花園地区、扇町地区については、街区道路及び下水道等の整備を実施し、生活環境が大幅に改善された。</p>	<p>▼都市計画道路については、大北通の未完了区間の事業を推進する必要があるが、環状通については、既存町道を街区道路として整備することにより交通ネットワークの構築が可能のため、未整備区間について街路指定を見直しする方向で検討すべき。</p> <p>▼既存市街地については、旭町地区、大町地区等の未改良路線の整備を推進する必要がある。</p>	
		<p>●市街地内幹線道路を中心に歩行者が安全に且つ快適に利用できるような歩道整備を促進し、歩行者空間のネットワーク形成を目指します。また、歩道のバリアフリーやロードヒーティングなど人にやさしい道路形成、幹線道路内における歩行者の休憩空間の適正な配置と整備を目指します。</p>	<p>◆公共施設を結ぶ市街地の幹線道路を中心として、歩道改修を実施し、歩行者にやさしい道路空間の整備に努めた。また、本通地区や丸山通地区に歩行者の街歩きを促進するための休憩施設として、ポケットスペース等を整備した。</p>	<p>▼歩道のバリアフリー化については、公共施設を連絡する幹線道路や通学路等を優先し、さらに整備を進める必要がある。</p> <p>▼歩行者交通量の多い個所について、休憩空間としてポケットスペース等の整備を進めるほか、市街地に居ながらにして豊かな自然を感じられるような緑地空間の積極的な配置を検討する。</p>	
		<p>■都市計画道路や町道の計画的な整備を行います。</p> <p>●駅前交通広場、西口交通広場の整備と、JR富良野線を挟んだ市街地間の歩行者交通アクセスを確保するため、横断歩道橋の早期整備を目指します。</p>	<p>◆町道北町本町線「丘のまちフリーロード」を平成14年に整備し、美瑛駅西側(北町地区)から美瑛駅前(本町地区)を円滑に結ぶ交通網が確保された。</p>	<p>▼適正に管理するほか、さらに親しまれる施設として活用を図っていく。</p>	
		<p>●市街地内外の幹線道路網へのアクセスを確保するため、市街地の内外幹線道路網を結ぶ外環状通の整備を目指します。</p>	<p>◆市街地化は現用途区域内で進み、原野地区等へ大きく進むことはなかったため、外環状通の整備を行う必要が無かった。</p>	<p>▼人口ビジョン等に基づき、現用途地域内で市街地化を検討することを前提として、外環状通の構想は見直すべき。</p>	
		<p>●市街地内幹線道路網から市街地外の主要施設や観光施設等へのアクセスを確保し、併せて交通混雑緩和を図るために、環状通の立体交差事業を進めます。</p>	<p>◆郊外の幹線道路を含む83路線の整備を推進し、主要施設へのアクセスが円滑に進むようになったほか、環状通(道道天人峡美瑛線)花園アンダーパスを整備し、交通混雑が大幅に緩和された。</p>	<p>▼郊外の主要施設等を結ぶ幹線道路網については、老朽更新や路肩拡幅等の二次改築が必要な路線も多く、引き続き検討する必要がある。</p>	
		<p>■公園緑地の計画的な整備と市街地の緑化を目指します。</p> <p>●将来的な市街地形成を考慮して、住民が憩いとやすらぎを享受でき、且つ地域のコミュニティ活動に寄与できるように大規模公園など公園緑地の適正な配置と整備を目指します。</p>	<p>◆現用途区域内の公園緑地については、H12年度に北町公園を追加したほか、現公園施設の適正な管理に努め、地域のコミュニティ活動等に寄与した。</p>	<p>▼今後市街地を拡げることは想定しないが、引き続き公園緑地施設の適正な配置と維持管理に努める必要がある。</p>	
		<p>●市街地内に適正に配置された公園緑地は、誰もが利用しやすいようにリニューアルし、子供や若者と高齢者とのコミュニケーションが創出されることを目指します。</p>	<p>◆公園施設の利用実態を確認し、住民のニーズに沿った公園のリニューアルを実施しており、近年は、公園施設長寿命化計画に基づき、適正な施設の管理に努めた。</p>	<p>▼今後も、公園施設長寿命化計画に基づき、適正な施設の管理に努め、利用者の利便性向上やニーズに即した環境整備を推進する。</p>	
		<p>●防災計画と連動させ、緊急時の一時避難場所と防災機能を備えた鉄西近隣公園の整備を推進します。</p>	<p>◆鉄西公園を町内唯一の近隣公園として整備したほか、鉄西公園を含めた一時避難所となる全ての都市計画公園にピクトグラムサインを設置した。</p>	<p>▼避難所の適正な配置について適宜見直し、都度、地域防災計画を修正していく。また、屋外の一時避難施設の機能について十分検討し、状況に応じた環境整備を実施する。</p>	
		<p>●市街地内の小中学校、役場等の公共施設内の緑化整備を促進し、公園緑地に準じるものとして地区住民が憩いとやすらぎを享受できることを目指します。</p>	<p>◆市街地内の小中学校敷地内の花壇を整備し、小中学校で維持管理を実施したほか、新たに整備された公共施設の緑化配置に努めた。</p> <p>◆公共施設の緑化の適正な管理にあたって、「美瑛町街路樹等景観整備計画」を策定し、健全なみどりの再生保全に努めた。</p>	<p>▼引き続き、潤いや安らぎの感じられる環境を目指して、公共施設への積極的な緑化配置に努めるほか、市街地のみどりの再生保全を進める。</p>	
		<p>●市街地内の幹線道路沿線及び鉄道沿線における緑化整備を促進し、公園緑地と一体となった緑のネットワーク形成を目指します。</p>	<p>◆幹線道路の街路樹等を整備したほか、H29年度に「美瑛町街路樹等景観整備計画」を策定し、市街地緑化の適正な管理に努めている。</p>	<p>▼都市環境の整った市街地に住みながら、美瑛らしい豊かな自然を感じられる生活環境を実現できるよう、緑のネットワーク形成を引き続き目指していく。</p>	
<p>■公共下水道の計画的な整備を行います。</p> <p>●将来的な市街地の動向に合わせ、既成市街地から市街地周辺に向けて公共下水道の計画的な整備を目指します。また、既存市街地で整備の立ち後れている花園地区・扇町地区を重点整備地区として位置づけ、整備を推進します。</p>	<p>◆重点整備地区である花園地区・扇町地区について、平成12年度から平成23年度の間にかけて下水道を整備し、快適な生活環境づくりに努めた。</p>	<p>▼人口動態及び町民ニーズに対応した管渠整備を図るとともに、今後は計画的・効率的な施設の更新及び維持管理に努める必要がある。</p>			

美瑛都市計画マスタープラン 第1次計画における地域別方針検証シート

第1次計画 地域別方針の内容 (P. 89~105)			実施状況	今後の展開	備考
章区分	基本方針	施策			
【第2章】 市街地地域 の方針		<p>■公共施設の計画的な整備を行います。</p> <p>●今後の高齢化社会に向けて「高齢者保健福祉計画」との整合を図りながら、保健センター、デイサービスセンター、在宅介護支援センター等の適正な配置を目指します。</p>	<p>◆保健センターについては、町民の日常生活に密着した保健サービスと相談を実施し、町民の健康づくりの拠点として建設を行った。保健センターに併設されている生きがい活動支援通所施設については、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、また、介護予防となるよう建設を行った。</p>	<p>▼引き続き健康づくりの場として、乳幼児から高齢者まで各種健診・相談等により、町民の健康保持・増進を図るほか、高齢者についてはその有する能力に応じ、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるような支援体制の強化に取り組む必要がある。</p>	
		<p>●「公営住宅再生マスタープラン」に基づき、将来的な住宅需要と高齢化社会に対応した公営住宅の充実を目指します。</p>	<p>◆事業再生プログラムに基づき、老朽化した団地の建替え、新たな団地の整備に伴う入居者の移転を促進した。 ①団地建替え（南町団地、中町団地、旭町団地） ②新規建設（大町団地、大町第2団地、北町団地）</p>	<p>▼現行の都市計画マスタープランが策定された時点では、公営住宅は10団地493戸存在していたが、老朽化した団地の解体や移転などを進めた結果、現在は11団地410戸まで集約化されている。本町の地域特性として民間による集合住宅が多く建設される一方、その家賃は平均高額なものとなっている。核家族化が進行する中、今後も小スペースの住宅需要が高まることも予想され、住宅に困窮する低所得者に対し、需要にマッチした住宅の提供を進める必要がある。</p>	
		<p>●将来的なごみの増加を見込み、ごみの収集、中間処理、最終処分、リサイクル等の処理体制の確立と充実を目指します。</p>	<p>◆リサイクル施設の整備(H11)により資源ごみ回収品目を増やし、リサイクル体制の充実・推進を図った。</p>	<p>▼ごみ処理施設（平成5年建築）の適切な改修・整備を行い施設の延命化を図るとともに、次期最終処分場の計画的な整備を進め、都市環境の保全を図る必要がある。</p>	
		<p>●官公庁施設、文化体育施設、公園緑地、福祉施設等の公共施設について、町民が利用しやすい配置を検討するとともに、各施設のネットワーク化・バリアフリー化を図ります。</p>	<p>◆福祉施設については、高齢者や障がい者に配慮した建設位置とし、バリアフリー化を進めるとともに必要に応じて点字ブロックを配置するなど利用者に配慮した建設を行った。 ◆その他公共施設についても、積極的にバリアフリー化に努めたほか、屋外の移動円滑化経路の確保を行った。</p>	<p>▼誰もがまちの中で不自由なく活動できるよう、施設や歩行空間など、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、未整備の施設のバリアフリー化を検討していく。</p>	
【第3章】 丘陵地帯の方針	(1)「丘のまちびえい」にふさわしい農村景観づくりを目指します。	<p>■適正な土地利用を目指します。</p>	<p>●農業振興地域内の良好な農用地を積極的に保全していきます。</p>	<p>◆優良農地を明確にし、将来的に農地の利用を確保・保全していく農地を農用地区域として設定するとともに、農業、農村地域の特色を活かした多面的な土地利用を推進していく。</p>	<p>▼農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備を図る。</p>
		<p>●自然豊かな森林地域（民有林・保安林）を積極的に保全していきます。</p>	<p>◆未来につなぐ森づくり推進事業を活用し、伐採後の民有林における確実な植栽を促進した。また、保安林としての働きを維持するために定められた指定作業要件を遵守し、計画的な整備に基づき公益的機能の保全を推進している。</p>	<p>▼森林整備の基本方針に基づき、森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護や作業路網の整備等に関して計画に沿った適切な森林管理を図る。</p>	
		<p>●農業地域と森林地域の連携を図り、乱開発の防止や自然景観の保全、地域の根幹的施設の整備等を行います。</p>	<p>◆景観条例で定める行為の実施について届出制度を設けている。（農業・林業を営むための行為は対象外） ◆森林法に基づき、森林の無許可開発行為を防止するとともに、農振法と農地法に基づき、無秩序な開発の抑制や農地における違法転用の防止などを行った。</p>	<p>◆農作業の安全性や効率性を向上させる事業は、一方で景観に大きな影響を与える可能性がある。農業振興を前提としながらも、景観との調和に配慮した土地利用、農業施設整備の方法について検討していく必要がある。 ◆農地及び林地の開発行為に係る関連法及び、町で定める景観条例等との連携を図り、引き続き乱開発の防止や自然景観の保全等を図る必要がある。</p>	
		<p>●近年、住宅建設等の開発が進む都市計画区域に隣接する地域（北瑛・美田・大村・国道237号の沿線地区・道道十勝岳温泉美瑛線の沿線地区等）の都市計画区域編入の検討を行います。</p>	<p>◆農村地域への移住も進んでいるが、景観条例の整備も進み、乱開発を抑制することが可能となったため、都市計画区域への編入は実施していない。</p>	<p>▼H27に改正した景観条例に基づき、周辺環境に配慮した土地利用に誘導していく方向性のため、都市計画法に基づく規制、都市計画区域の拡大は行う必要性は少ない。</p>	
		<p>■「丘のまちびえい」の景観を守ります。</p>	<p>●「景観ガイドプラン」等に基づき、農業・森林地域を保全しながら、「丘のまち」の自然と調和した農業の振興や観光開発、居住空間の確保などの適切な誘導を図ります。</p>	<p>◆景観計画においては、山岳景観区域と丘のまち景観区域とに分類しており、自然環境が残る区域では自然公園法等による自然環境の保全を尊重し、人の営みにより形成される区域では各地域の特徴に応じた景観形成基準を設定している。また、美瑛町らしい景観を構成する建物の建ち方を事例集として整理することで、より良い景観形成の推進を図っている。</p>	<p>▼今後も景観計画に基づいて景観づくりを推進していく必要がある。また、現在は届出の対象とならない屋外広告物の設置について、景観と調和させることを目的に制限を設けた条例の策定を検討する必要がある。</p>

美瑛都市計画マスタープラン 第1次計画における地域別方針検証シート

第1次計画 地域別方針の内容 (P. 89~105)			実施状況	今後の展開	備考	
章区分	基本方針	施策				
【第3章】 丘陵地域の 方針	(2) 地域住民に 魅力と潤いを与え る充実した生活環 境の整備を目指し ます。	●十勝岳連峰の豊かな自然と調和した「パッチワークの路」及び「パノラマロード」周辺の丘の景観を、美瑛町の財産として、「景観条例」等に基づき積極的に保全することを目指します。また、自然環境保全地区等の設定による保全対策も今後検討していきます。	◆景観条例で定める行為の届出の際には、景観計画で位置付けた景観優良スポット・ルートからの眺望がどのように景観に影響するかを明らかにして届け出ることを求めている。また、美瑛町の景観を象徴するものを重要景観建造物・樹木として指定している。	▼景観を保全する取り組みを進める上では、町民の理解が不可欠であることから、景観セミナーやフォーラム等を通して、町民の理解促進を図るとともに、町民主体の景観まちづくりを推進していく必要がある。		
		■充実した生活環境整備を目指します。	●美瑛町の観光資源である丘の景観に配慮した幹線道路網の整備を目指します。	◆郊外の幹線道路を含む83路線の整備を推進し、主要施設等へのアクセスが円滑に進むようになったほか、農業生産基盤となる道路網の整備を推進した。	▼郊外の道路網については、老朽更新や路肩拡幅等の二次改築が必要な路線も多く、引き続き年次計画に基づき、実施を検討する必要がある。	
		●旭川空港から美瑛市街を結ぶ幹線道路の整備を目指します。	◆旭川空港から本町へのアクセスについては、国道237号線によるものが多く、観光シーズンには渋滞等が発生している現状もある。また、当初計画とは変更もあったが、一部旭地区を経由するルート(旭千代ヶ岡線)も整備され、物流や観光客の動線も確保された。	▼地域高規格「旭川十勝道路」のルートは未決定となっているが、国道237号線の拡幅等、渋滞緩和の手法について引き続き検討すべき。		
		●下宇莫別地区の農工団地及びその周辺地区については、都市基盤の整備と引き続き計画的な土地利用を促進します。	◆下宇莫別地区の農工団地については、計画的な土地利用を促進するため、平成17年度に農地としての利用が見込まれる土地を除外し、一部農振地域へ誘導した。 ◆下宇莫別地区の土地利用には大きな変化がなかったため、大幅な都市基盤の整備は実施していない。	▼現状4社が操業しており、さらに分譲可能地もあることから、工場等の新規参入の話があれば、引き続き下宇莫別地区へ誘導していく。また、農地としての利用が見込まれる区域については、農工団地から除外し、農振地域への誘導を適宜行う。 ▼周辺の土地利用の状況にあわせて、必要となる都市基盤整備の実施を検討する必要がある。		
		●美馬牛市街地は丘の景観を重視した集落の拠点地として配置し、根幹的な都市基盤施設の整備を目指します。	◆美馬牛市街地の町道3路線の整備を行い、生活環境の改善を図ったほか、美馬牛駅前広場の整備を実施し、住民等利用者の利便性の向上に努めた。	▼美馬牛市街地は引き続き景観を重視した拠点地として、必要となる都市基盤施設の整備を検討する。		
		●聖台公園や新区画運動公園を週末圏的なレクリエーションの場として整備するとともに、水沢ダムの周辺においては環境整備を図り、良好な水辺空間の創出を目指します。	◆聖台公園及び新区画公園、水沢ダム公園については、美瑛らしい豊かな自然を感じられる農村公園として整備を行い、様々なレクリエーションのニーズに応えられる環境を創出した。	▼施設の適正な管理に努めるとともに、利用者のニーズに即した施設の在り方を都度検討する。		
		●新栄の丘展望公園をはじめとする各公園と良好な景観スポットを連動させるため、沿道植栽や歩道に工夫を凝らし景観に配慮した観光レクリエーション回遊道路の整備を目指します。	◆点在する景観スポットとそれらを結ぶ道路網については、周辺景観との調和を図るため、電線類の地中化や電柱等の景観色化を実施している。	▼農業景観が観光資源となり、多くの観光客が訪れているが、その一方で農業者の営農の妨げとなる事象も発生している。景観が農業者の営みによって形成されていることを前提に、関係者が相互理解を深め合意形成を図った上で、景観スポットや観光ルートの整備を進めていく必要がある。		
		(3) 地場産業の 振興や観光の充実 を目指します。	●農業・農村地域の特色を活かして、農業体験農園や観光農園・会員制菜園の設置、直売所の共同化、特産品の開発、環境美化、景勝地の保全・発掘、田園リゾートの推進等に積極的に取り組み、地域の活性化と地場産業の振興を目指します。	◆美瑛町農産物直売交流施設や四季の交流館では、地元農産物を生産者が販売することにより、生産者と消費者の交流を図るとともに、地元農産物の町内外への魅力発信を行う。また、美瑛町町民農園では、町民の農業に対する理解を深めるため、野菜や花の栽培研修を実施する。 ◆美瑛町農業技術研修センターや美瑛町置杵牛農産物加工交流施設では、地元農産物の加工・研修の場として利用され、地域農業の振興に寄与する。	▼地元農産物の販売を通じ、町民の生きがいづくりの創出並びに本町の農業振興及び地域の活性化に資するとともに、加工商品の開発を推進することにより、事業の拡大を図る必要がある。また、町民自ら農産物の栽培研修をすることにより、町民の健康増進と交流を推進する。	
			●「丘のまちびえい」の景観を損なうことなく、観光アクセスを確保するため、町道等を「花人街道」との整合を図りながら、「パッチワークの路」、「パノラマロード」として整備し、観光の交通ネットワーク化を目指します。	◆案内サインやパンフレットなどの整備により、交通ネットワーク化を推進した。	▼丘巡りによる営農上の課題を踏まえ、観光マスタープランに沿ったルールの普及や交通の在り方等、地域生活環境に負荷を与えないような方策の検討を行う必要がある。	

美瑛都市計画マスタープラン 第1次計画における地域別方針検証シート

第1次計画 地域別方針の内容 (P. 89~105)			実施状況	今後の展開	備考
章区分	基本方針	施策			
【第4章】 山岳地域の 基本方針	(1) 丘陵景観の背景となる十勝岳連峰の保全を図ります。	● 林地の果たす多様な役割を認識して、資源の育成・確保を図り、有効活用に努めます。	◆ 森林環境保全整備事業補助金を活用し、町有林の森林整備及び保全を図っている。また、美瑛町地域材利用推進方針を策定し、公共建築物等に地域材利用の推進を図っており、平成27年に「丘のまち交流館ビエール」、平成30年には「町民プール」に木質バイオマスボイラーを導入し、農村地域のエネルギーである木材の有効活用と地材地消を促進した。	▼ 生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資する。また、森林資源の有効活用を目指し、地元材の地産地消を促し、森林資源の持続可能な循環型社会の形成を図る。	
	(2) 白金地区の観光資源の有効活用を目指します。	● 近年の自然志向の動向を踏まえて、恵まれた自然環境・観光資源を活用し、山麓エリアの有効利用を目指す。	◆ 環境省との連携、山岳会・愛護少年団の協力により登山道の危険箇所等を改善したほか、平成28年に十勝岳望岳台防災シェルターを整備し、登山客や観光客の安全な環境を整備した。 ▼ 平成21年頃から多くの観光客が訪れている「白金青い池」については、北海道開発局と連携し駐車場や散策路等の整備を実施した。	▼ 引き続き関係機関との連携により、看板改修や登山道補修などにより魅力的な環境を整備するほか、白金温泉街と青い池を含めたエリア全体の活性化策を検討する必要がある。	
		● 白金地区を含む自然公園地域については、周辺の自然環境の保全と調和を考慮しながら、適切な観光開発の誘導を図ります。	◆ 遊歩道の安全点検及び草刈り等環境整備を実施した。 ◆ 野鳥の森は、一昨年の台風による倒木等で遊歩道が使用できない状況にある。 ◆ ケビン等の営繕や芝生の管理等を行い、安全に利用できるキャンプ場を運営。	▼ 野鳥の森について、環境省と連携し、看板や遊歩道の見直しを図り、より安全で快適な環境に整備する。 ▼ サイクリング拠点を整備し、魅力的な周遊観光を促進する。 ▼ キャンプ場の環境整備に加え、増加する国外利用者の利便性を向上するため、看板やパンフレットなどの多言語化を図る。	
		● 日本を代表する北方山岳公園とふれあえる地域として、ビルケの森周辺と白金ダム一帯の環境整備を目指すとともに、ビルケの森、白金ダム周辺、白金温泉街の各ゾーンを周回道路で結ぶことにより、相互の効果を果たせす。	◆ 白金エリアには、望岳台・温泉・青い池など人気の観光資源があり、年々観光客が増加しており、その魅力をさらに発信する拠点としてビルケの森を道の駅としてリニューアルし、青い池につながる観光道路を整備した。	▼ 白金エリアは、道の駅や青い池が整備され、交通の利便性が向上したが、道道十勝岳温泉美瑛線や美望ヶ原ビルケ線の交通量を把握し、公安委員会と協議の上、渋滞等が発生しないよう道路施設等の整備を検討する必要がある。 ▼ 青い池等のライトアップなどにより冬季観光客も増加しているが、今後とも関係機関との連携により、エリアの魅力を発信し、観光滞在時間の延長や町内宿泊を促進する。	
	(3) 十勝岳噴火を想定した防災対策を推進します。	● 「美瑛町地域防災計画」との連携を図りながら、周囲の景観やレクリエーションの場としての利用に配慮した砂防施設の整備を目指す。	◆ 集客の多い観光スポットが有人化され、Wi-Fi環境も整備されたほか、平成28年に十勝岳望岳台防災シェルターを整備し、登山客や観光客の安全な環境を整備した。 ◆ 白金温泉街および美瑛川砂防施設については、継続して整備され、青い池等の観光拠点もあわせて整備されるなど、多目的な施設となっている。	▼ 国外からの観光客も多いエリアのため、Wi-Fiによる観光情報の発信や避難情報の広報を検討する。 ▼ 美瑛川の砂防事業については、関係機関と連携の上実施し、整備された施設の保全に努めるほか、新たな活用も検討する。	

美瑛都市計画マスタープラン 第1次計画における地域別施策実施状況確認シート

第1次計画 地域別施策の内容 (P. 107~108)				計画期間内の実施状況				備考	
地域区分	地区施策の目的	地区施策の種別	施策の内容・事業名等	実施時期	特記事項	完了	継続中		未実施
市街地域	(1) 住民ニーズに即した適正な土地利用規制を行います。	●住民ニーズに即した適正な土地利用規制の適用	●用途地域の見直し	—	市街地化は現用途区域内で進んだため、大規模な用途の見直しは行わず、現用途地域による土地利用を推進した。			×	
			●美瑛町宅地開発要綱	継続	H3に制定された要綱に基づき、景観条例等と連携しながら、宅地開発に伴う無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の確保に努めている。		<input type="checkbox"/>		
		●国道・幹線街路沿線の緩和	●用途地域の見直し	—	国道等の幹線街路沿線の用途地域の見直しは行わず、現用途地域による土地利用を推進した。			×	
	(2) 安全で安心して暮らせる良好な住環境づくりを目指します。	●利便性の向上 (小規模店舗、事務所等)	●用途地域の見直し	H29	町民プールの建設にあたり、利用者の利便性向上のため、建設地の用途指定を見直した。	○			
			●文化体育施設・福祉施設・公園緑地等の適正配置	適宜	スポーツセンター、保健センター、鉄西公園等、ニーズに合わせた様々な公共施設の整備を行い、適正配置に努めている。		<input type="checkbox"/>		
		●災害に強い安全な住環境づくり	●建築規制の継続	継続	準防火地域による建築規制を継続し、火災の未然防止を図っている。		<input type="checkbox"/>		
			●美瑛町地域防災計画の見直し	継続	地域防災計画の見直しを適宜行ったほか、主に美沢地区を中心に避難路を整備している。		<input type="checkbox"/>		
		●個性的な都市景観の保全	●まちづくり総合支援事業	H11~14	本通土地区画整理事業とあわせて、ゲートコーナーやポケットスペース等の街歩きを促進するための施設を整備した。	○			
			●地区計画、建築協定等に基づく規制の継続	継続	「本通地区建築協定」に加えて、景観計画を策定 (H27) し、統一した景観形成を推進しているほか、地区計画による土地利用を進めている。		<input type="checkbox"/>		
			●ゴミステーション施設整備事業	継続	地域団体がゴミステーションの整備を行う場合にその費用の一部を助成し、収集の効率化及び環境衛生の向上に努めている。		<input type="checkbox"/>		
		●計画的な質の高い住宅地の造成	●鉄西土地区画整理事業	H3~H13	幹線道路を始め、交通広場や公園整備を行い、質の高い市街地の造成を図り、良好な市街地が形成された。	○			
			●東町・原野二線・四線地区宅地造成	—	既成市街地内で市街化が進んだため、原野地区での宅地造成には至らなかった。憩町やみどり地区等の丘陵地域の一部では、農村景観を求めた移住者により、住居が点在する形となった。			×	
			●地区計画の推進	継続	「鉄西地区」地区整備計画により質の高い市街地の形成に努めているほか、西大通沿線の土地利用が進んでいないことから、H26年度に計画の一部変更を行っている。	○			
	●中心商業地の活性化		●商工業指導事業	継続	商工会に対する運営経費の一部補助により、町内商工業者への経営指導や経営補助業務の強化が図られ、経営改善や経営安定に繋がっている。		<input type="checkbox"/>		
			●商店街再編整備事業	継続	本通土地区画整理事業の施工区域等を対象とした補助事業により、美瑛軟石の使用及び突き出し看板の設置等が図られ、統一的な街並みを創出している。		<input type="checkbox"/>		
	(3) 「びえいの顔」となる活気にあふれる中心市街地づくりを目指します。	●本通土地区画整理事業	●本通土地区画整理事業	H1~13	本通を始め、幹線道路、区画道路や駅前広場などを整備し、統一的な街並みを創出した。	○			
			●丸山商店街活性化事業	H25~30	区画整理事業による実施を検討したが、道路敷地内での整備として、無電柱化や歩行空間の整備を実施し、交流人口の増加による商店街の活性化を推進した。	○			
			●宿泊施設、商業施設の誘致	●宿泊施設及び商業施設の誘致活動の推進	適宜	鉄西地区を中心に宿泊施設や飲食店が多く開業する等、良好な土地利用が図られているほか、本通地区や丸山通地区周辺においても、新規開業が見られている。		<input type="checkbox"/>	
		●J R 駅周辺地区の整備	●駅前交通広場の整備	H12~13	本通土地区画整理事業により、美瑛駅前広場の整備を実施し、多くの町民や観光客の利便性が向上された。	○			
			●西口交通広場の整備	H12~13	鉄西土地区画整理事業により、美瑛駅西口交通広場の整備を実施し、多くの町民や観光客の利便性が向上された。	○			
●公共駐車場の整備			H16	美瑛駅横に本通地区商店街等の利用者の利便性を向上させるため、駐車場を整備した。	○				
●バリアフリーを含む周辺歩道等の整備			適宜	本通地区及び丸山通地区及び公共施設周辺の歩道について、拡幅やセミフラット化等の整備を行っている。		<input type="checkbox"/>			
●横断歩道橋の整備			H14	鉄西土地区画整理事業により、本町地区と北町地区を結ぶ「丘のまちフリーロード」を整備したほか、美瑛駅西口交通広場の整備を実施するなど、多くの町民や観光客の利便性が向上された。	○				

美瑛都市計画マスタープラン 第1次計画における地域別施策実施状況確認シート

第1次計画 地域別施策の内容 (P. 107~108)				計画期間内の実施状況				備考		
地域区分	地区施策の目的	地区施策の種別	施策の内容・事業名等	実施時期	特記事項	完了	継続中		未実施	
市街地域	(4) 地場産業を支える工業地づくりを目指します。	●既存工業地の充実	●企業振興促進補助	継続	町内における事業場の新設又は増設する者に対する助成措置を実施したことにより、本町産業の振興と雇用の拡大が図られている。		<input type="checkbox"/>			
			●既存工業地のインフラ整備（道路・上下水道）の推進	H16~23	扇町地区を中心に、町道及び上下水道の整備を実施した。	○				
		●工業地域の指定と造成	●用途地域の見直し	—	原野五線地区については、美瑛町森林組合等により工業地域として利用されているが、原野二線地区の見直しを行わなかったことから、新たに用途地域として指定しなかった。			×		
	(5) 市街地に魅力と潤いを与える充実した都市施設の整備を目指します。	●都市計画道路や町道の計画的整備	●都市計画道路を中心とした市街地幹線道路網の計画的整備と歩道等のバリアフリー・ロードヒーティングを含めた道路整備の推進	適宜	市街地幹線道路については、旭東通の事業認可決定をH13年5月に受けるなど、適正な配置に努めた。また、環状通の一部幅員変更、丸山通の一部幅員変更等の見直しを行ったほか、丸山通等の都市計画道路の整備を実施した。		<input type="checkbox"/>			
			●市街地内外の幹線道路網を確保するため、環状通の立体交差事業の推進	H12~18	道道天人峡美瑛線のうち、西町地区と花園地区を結ぶ「花園アンダーパス」を整備し、町民の利便性が大幅に向上された。	○				
			●花園地区・扇町地区の重点整備	H15~23	花園地区、扇町地区については、街区道路及び下水道等の整備を実施し、生活環境が大幅に改善された。	○				
		●計画的な公園整備と市街地の緑化	●公園緑地の整備・街区公園のリニューアル	継続	公園施設の利用実態を確認し、施設の長寿命化を含めた公園のリニューアルを実施している。		<input type="checkbox"/>			
			●北町街区公園造成	H12	北町地区の街区公園として、鉄西土地区画整理事業とあわせて整備した。	○				
			●3・3・1鉄西公園整備	H13~14	町内唯一の近隣公園として、鉄西土地区画整理事業とあわせて整備した。	○				
			●街路樹の整備	適宜	鉄西地区の街路や旭東通において街路樹を整備したほか、「街路樹等景観整備計画」を策定し、適正な管理にあたっている。		<input type="checkbox"/>			
		●公共下水道の計画的整備	●供用区域の拡充事業	適宜	計画的・効率的な施設の更新及び維持管理を行い、雨水及び污水それぞれの供用区域を拡充している。		<input type="checkbox"/>			
			●花園地区・扇町地区の重点整備	H15~23	花園地区、扇町地区については、街区道路及び下水道等の整備を実施し、生活環境の大幅に改善された。	○				
		●公共施設の計画的整備	●公営住宅整備	適宜	中町団地、大町団地、大町第2団地、旭町団地、北町団地等、老朽化した団地の建て替え等、公営住宅の整備に努めている。		<input type="checkbox"/>			
			●流雪溝整備事業（区画整理区域外分）	H1~13	本通土地区画整理事業区域外の流雪溝付帯設備を整備し、適正な施設運営に努めた。	○				
			●文化・体育施設の建設	適宜	スポーツセンター、ピ・エール、美宙、町民プール等、ニーズに合わせた多数の公共施設の整備や適正配置に努めた。	○				
			●保健福祉センターの建設	H15	町民一人ひとりが健康の保持及び増進を推進するための拠点として整備した。	○				
		●その他	●観光事業の推進	継続	道の駅「丘のまちびえい」等の拠点施設を整備し、郊外を中心とした周遊型観光のルートに市街地を加えるなど、様々な取り組みを積極的に推進している。		<input type="checkbox"/>			
			●人材育成関連事業	継続	担い手や地域づくり人材の育成等、生涯学習分野と連携した取り組みを進めている。		<input type="checkbox"/>			
		丘陵地域	(1) 「丘のまちびえい」にふさわしい農村景観づくりを目指します。	●適正な土地利用	●美瑛町土地利用全体基本構想	継続	農業振興地域整備計画や景観計画等の関連計画に基づき、基幹産業である農業にかかる様々な事業を展開し、良好な農村環境を保全できるよう適正な土地利用に努めている。		<input type="checkbox"/>	
				●「丘のまちびえい」の景観を守る	●美瑛町自然環境保全条例	継続	景観条例にあわせて数次の改正を行いながら、無秩序な開発を防止と自然環境の保全と育成の取り組みを進めている。		<input type="checkbox"/>	
●美瑛町景観条例	継続				平成元年に制定した以降、H15及びH27に全面改正を行い、美瑛町の地域資源である景観を守り育てる取り組みを進めている。		<input type="checkbox"/>			
●美瑛町宅地開発要綱	継続				H3に制定された要綱に基づき、景観条例等と連携しながら、宅地開発に伴う無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の確保に努めている。		<input type="checkbox"/>			
●景観ガイドプラン	継続				景観法の制定に伴ってH27に「美瑛町景観計画」を策定し、丘のまちびえいの景観を守り、育て、活かし、魅力ある美瑛町を創造するための取り組みを進めている。		<input type="checkbox"/>			
●美瑛町サイン整備計画	継続				丘陵地域の案内標識について、サイン整備計画に基づき、観光ルートの各所に配置したほか、新たに集合看板等の整備も進めるなど、周辺景観に負荷の少ない施設整備に努めている。		<input type="checkbox"/>			

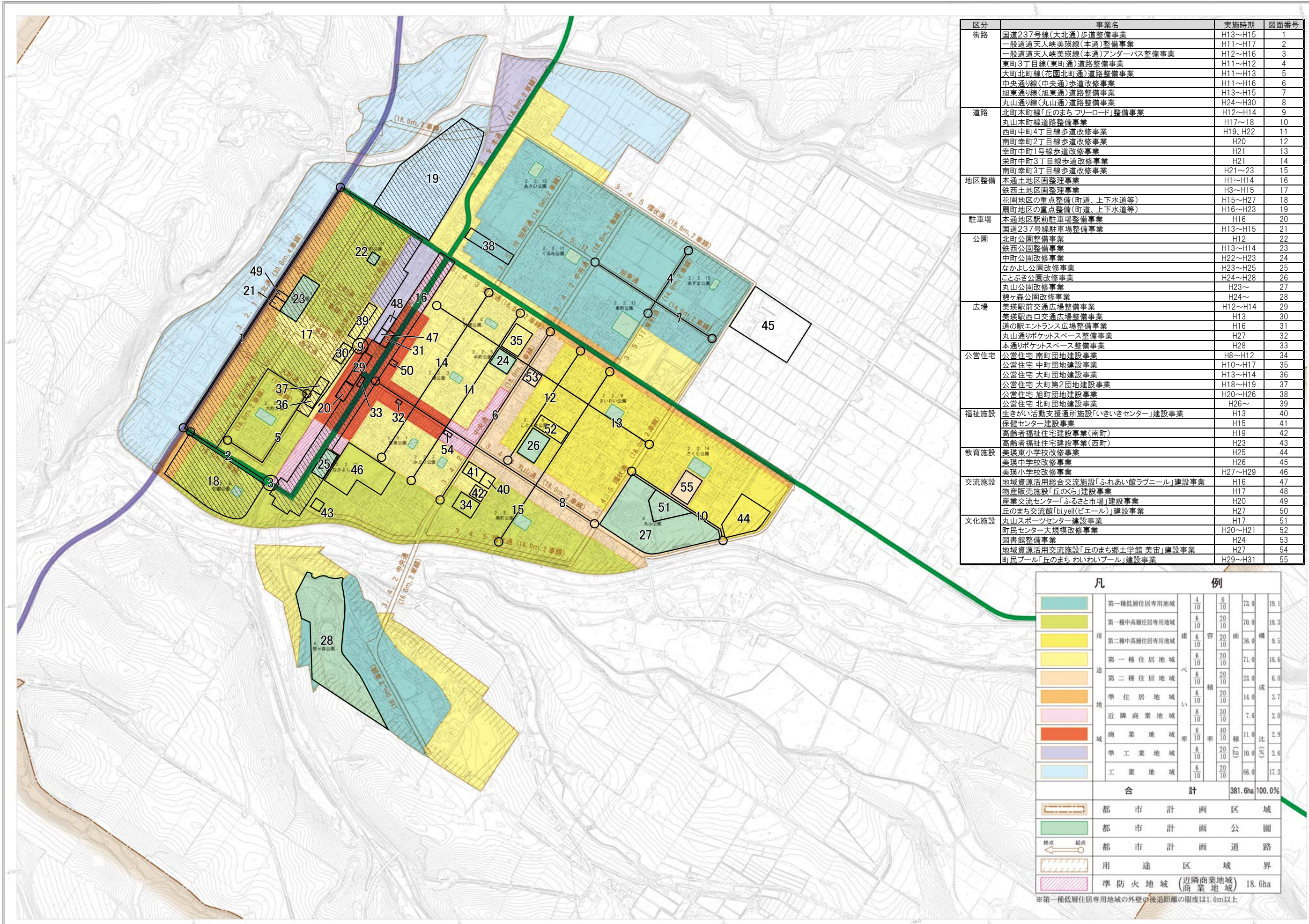
美瑛都市計画マスタープラン 第1次計画における地域別施策実施状況確認シート

第1次計画 地域別施策の内容 (P. 107~108)				計画期間内の実施状況				備考
地域区分	地区施策の目的	地区施策の種別	施策の内容・事業名等	実施時期	特記事項	完了	継続中	
丘陵地域	(2) 地域住民に魅力と潤いを与える充実した生活環境の整備を目指します。	●充実した生活環境整備	●生活道路網の整備	継続	郊外の幹線道路や支線道路の整備を推進し、主要施設等へのアクセスを円滑にするなど、産業基盤となる道路網の整備を推進している。		<input type="checkbox"/>	
			●地域環境整備の推進	継続	聖台公園及び水沢ダム公園等について、美瑛らしい豊かな自然を感じられる農村公園として整備するなど、地域の様々なニーズに応えられる環境を創出している。		<input type="checkbox"/>	
			●水道施設の整備	継続	置杵牛地区や旭地区に新たに水道施設を整備するなど、地域と協議を行いながら、上水道施設の拡充を推進している。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 地場産業の振興や観光の充実を目指します。	●農業等の地場産業の振興	●産業道路網の整備	継続	農業生産基盤となる幹線道路や地域間支線農道の整備を推進し、農業振興と農村環境の改善に努めている。		<input type="checkbox"/>	
			●農業生産基盤整備	継続	畑地帯総合整備事業等の農業基盤整備事業を実施し、基幹産業である農業の振興に努めている。		<input type="checkbox"/>	
			●農業担い手対策の推進	継続	新規参入者が農業に入りやすい環境・支援対策を行い、美瑛町農業振興機構による新規就農研修者の確保と育成、後継者支援等を実施している。		<input type="checkbox"/>	
		●観光の充実	●観光事業の推進	継続	旧校舎等の公共ストックを活用した観光拠点施設を整備したほか、観光協会等と連携し、案内サインの設置や周遊ルートの整備等を進めている。		<input type="checkbox"/>	
			●観光アクセス道路の整備	継続	点在する景観スポットとそれらを結ぶ道路網については、周辺景観との調和を図るため、電線類の地中化や電柱等の景観色化を実施している。		<input type="checkbox"/>	
			●地域観光拠点整備	適宜	民間による観光施設の整備を支援したほか、「北瑛小麦の丘体験交流施設」や「西美体験交流館」など、閉校した校舎を活用し、拠点施設を整備した。		<input type="checkbox"/>	
山岳地域	(1) 丘陵景観の背景となる十勝岳連峰の保全を図ります。	●豊かな自然環境の保全	●自然環境の育成・確保	継続	環境省と連携し、山岳会・愛護少年団の協力を得ながら登山道の整備を進めたほか、遊歩道の安全点検や環境整備を進めている。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 白金地区の観光資源の有効活用を目指します。	●自然と調和した環境整備	●白金ダム・ビルケの森周辺等整備事業	適宜	「ビルケの森パークゴルフ場」や「青い池」を整備したほか、白金エリアの観光資源の魅力をさらに発信する拠点として、道の駅びえい「白金ビルケ」を整備した。		<input type="checkbox"/>	
			●森とふれあう道づくり事業	完了	美瑛市街地と白金エリアを結ぶ道道十勝岳温泉美瑛線について、北海道等との連携により遊歩道整備や電柱類のセットバック等を実施し、周辺環境と調和した道路整備を進めた。		<input type="checkbox"/>	
(3) 十勝岳噴火を想定した防災対策を推進します。	●景観に配慮した砂防施設の設置	●十勝岳火山砂防事業	継続	十勝岳噴火災害に備えた流路工等の火山砂防施設の整備を実施する中で、砂防施設の整備によって生まれた「青い池」の活用を推進したほか、十勝岳望岳台防災シェルターを整備するなど、利用者等の安全な環境の整備を進めている。		<input type="checkbox"/>		

第1次計画 (H12~H31) 地域別施策の実施状況	完了	継続中	未実施
	○	□	×
	22施策	34施策	4施策
	計	60施策	
実施率	93.3%		

※ (完了+継続中) / 全数 = 実施率

第1次美瑛都市計画マスタープラン 主要事業一覧図（市街地）

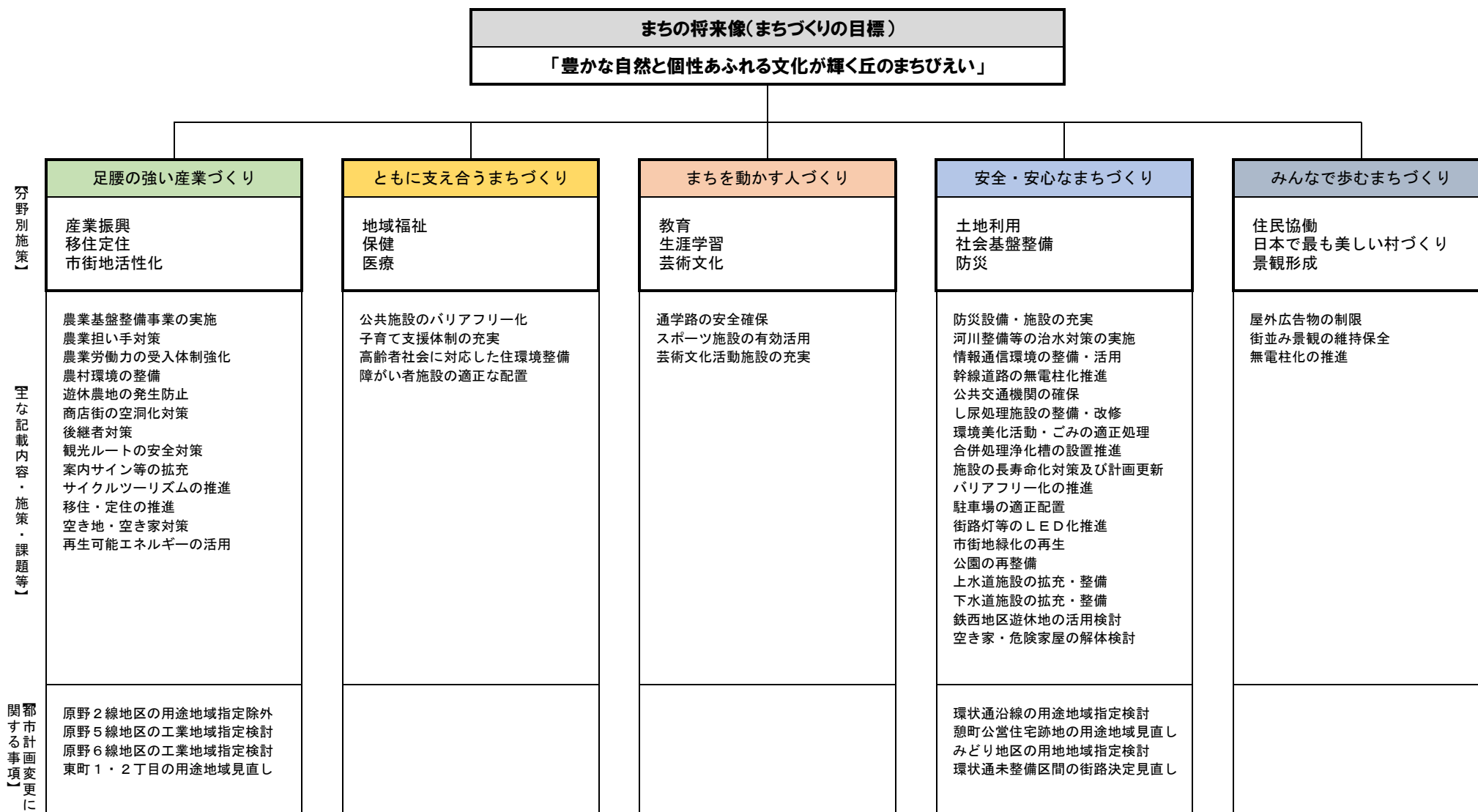


区分	事業名	実施時期	図面番号
街路	国道237号線(大北通)歩道整備事業	H13~H15	1
	一般道道天人峽美瑛線(本通)整備事業	H11~H17	2
	一般道道天人峽美瑛線(本通)アンダーパス整備事業	H12~H16	3
	東町3丁目線(東町通)道路整備事業	H11~H12	4
	大町北町線(花園北町通)道路整備事業	H11~H13	5
	中央通り線(中央通)歩道改修事業	H11~H16	6
道路	旭東通り線(旭東通)道路整備事業	H13~H15	7
	丸山通り線(丸山通)道路整備事業	H24~H30	8
	北町本町線「丘のまちフリーロード」整備事業	H12~H14	9
	丸山本町線道路整備事業	H17~18	10
	西町中町4丁目線歩道改修事業	H19、H22	11
	南町幸町2丁目線歩道改修事業	H20	12
	幸町中町1号線歩道改修事業	H21	13
	栄町中町3丁目線歩道改修事業	H21	14
	南町幸町3丁目線歩道改修事業	H21~23	15
	地区整備	本通土地区画整理事業	H1~H14
鉄西土地区画整理事業		H3~H15	17
花園地区の重点整備(町道、上下水道等)		H15~H27	18
願町地区の重点整備(町道、上下水道等)		H16~H23	19
駐車場	本通地区駅前駐車場整備事業	H16	20
	国道237号線駐車場整備事業	H13~H15	21
公園	北町公園整備事業	H12	22
	鉄西公園整備事業	H13~H14	23
	中町公園改修事業	H22~H23	24
	なかよし公園改修事業	H23~H25	25
	ことぶき公園改修事業	H24~H28	26
	丸山公園改修事業	H23~	27
	懸ヶ森公園改修事業	H24~	28
	広場	美瑛駅前交通広場整備事業	H12~H14
美瑛駅西口交通広場整備事業		H13	30
道の駅エントランス広場整備事業		H16	31
丸山通りポケットスペース整備事業		H27	32
本通りポケットスペース整備事業		H28	33
公営住宅		公営住宅 南町団地建設事業	H8~H12
	公営住宅 中町団地建設事業	H10~H17	35
	公営住宅 大町団地建設事業	H13~H14	36
	公営住宅 大町第2団地建設事業	H18~H19	37
	公営住宅 旭町団地建設事業	H20~H26	38
	公営住宅 北町団地建設事業	H26~	39
福祉施設	生きがい活動支援通所施設「いきいきセンター」建設事業	H13	40
	保健センター建設事業	H15	41
	高齢者福祉住宅建設事業(南町)	H19	42
	高齢者福祉住宅建設事業(西町)	H23	43
教育施設	美瑛東小学校改修事業	H25	44
	美瑛中学校改修事業	H26	45
	美瑛小学校改修事業	H27~H29	46
交流施設	地域資源活用総合交流施設「ふれあい館ラグニール」建設事業	H16	47
	物産販売施設「丘のら」建設事業	H17	48
	産業交流センター「ふるさと市場」建設事業	H20	49
	丘のまち交流館「Biyell(ビエール)」建設事業	H27	50
文化施設	丸山スポーツセンター建設事業	H17	51
	町民センター大規模改修事業	H20~H21	52
	図書館整備事業	H24	53
	地域資源活用交流施設「丘のまち郷土館 美宙」建設事業	H27	54
	町民プール「丘のまちわいわいプール」建設事業	H29~H31	55

凡		例			
用途	第一種低層住居専用地域	4/10	6/10	73.0	19.1
	第一種中層住居専用地域	6/10	20/10	70.0	18.3
	第二種中層住居専用地域	6/10	20/10	36.0	9.5
	第一種住居地域	6/10	20/10	71.0	18.6
	第二種住居地域	6/10	20/10	23.0	6.0
	準住居地域	6/10	20/10	14.0	3.7
	近隣商業地域	8/10	30/10	7.6	2.0
	商業地域	40/10	8/10	11.0	2.9
	準工業地域	6/10	20/10	10.0	2.6
	工業地域	6/10	20/10	66.0	17.3
合計				381.6ha	100.0%
都市計画区域					
都市計画公園					
都市計画道路					
用途区域界					
準防火地域(近隣商業地域、商業地域)		18.6ha			

※第一種低層住居専用地域の外壁の後退距離の限度は1.0m以上

第2次都市計画マスタープラン 計画構成イメージ図



【特記事項】

- ※1) 将来目標や分野別施策については、「第5次まちづくり総合計画」の構成にあわせて作成する。
- ※2) それぞれの分野別施策を実現するための基本方針として、「土地利用」「交通体系」「公園緑地」「上下水道・河川」「公共施設」「都市防災」「景観形成」の7つのキーワードを用いて記載する。
- ※3) 5つの分野別施策に対して、「市街地域」「丘陵地域」「山岳地域」の3つの地域特性を基本に、将来構想をまとめて記載する。
- ※4) 具体的な施策、課題については、「第5次まちづくり総合計画」及び諸計画に基づき検討し、庁内検討委員会及び企画委員会により洗い出しを行う。